

議長

暫く休憩いたします(午後2時5分)

再開いたします。(午後2時10分)

11番

午前の日程を終る時に傍聴人の松本君から10名議員席に来て私の顔にツバをかいて逃げた等の事件が発生してあります。これに対しては絶対承知できませんし、議員に対するそのような行為は私は議会に対する侮辱だというふうに見える訳ですが、これに対して、休憩の中で検討した"と思"います。取り上げていただきた"と思"います。

議長

暫く休憩いたします(午後2時11分)

再開いたします。(午後2時46分)

さっき休憩中にお諮りいたしましたように、戈入の第1款市税から審議を進めて参ります。御質疑のある方は挙手を願ひ致した"と思"います。

8番

市税について御質疑をいたします。特にその中の滞納繰越金についてお伺い致します。2-3年未の場合、滞納繰越金が、相当金額に昇ります。

1. 議合から色々と質疑、追及さ
れたときもござりました。そうい
う関係で当局といたしましては、
その滞納整理をするために相当
の時間外平当中には1,000時間以上
の時間外を要するであろうと
思っております。今年度の予算を見
た場合に今までの予算と比較した
場合にどうなっているかと申しま
す。ちなみに例を上げますと市税
の滞納繰越金が67年度以前に分
でござります。以前の金が69年度
には3,760ドルの65%を計上されて
おります。それが努力によりまして
70年には3,000ドルに減つてお
ります。そして3,000ドルの65%が
70年度は計上されております。しか
しながら71年度はこれをオーバーし
見込で3,720ドルを計上し、しかも
その今までは65%滞納金について
は、収入として記載されてお
ります。今年度は60%しか記載
されておられません。それからい
ゆる前年度以前の金でござります。
69年から申しますと、68年度分が
5,823ドルの65%計上されてお
ります。70年には5,100ドル、こ
れも同じく65%を計上されてお
ります。しかしながら次年度71
年度の予算は8,500ドル、5,000
ドルを上回る滞納見込

額が 8,500 ドルと上昇してあります。そ
して、その予算計上額が 60% までござ
います。これは市民税だけでなく固定
資産税にもこういう現象が現われ
てあります。こういうことは、市長としては
当然その滞納を少なくするため
努力するのが当然でございます。しか
しながら自ら今までの 65% を 60% し
か徴収はしないというふうに予算上
計上してあるということは、即ち自ら滞
納整理に当っては、この分しかできま
せんというふうな実証されてあるよう
なものでござります。その面につきま
して、今まで 65% とか、60% になり、
又滞納見込額が例年より多くな
つてある。その理由を願うしたいと思います。

税務課長

御説明申し上げます。今御質問
が、滞納率が例年に比べて率が
低いと、そういうことでございますか。
それについては、例年実績を上回った
計上されてしたのでござります。71 年
度はそれと逆にいたしまして、実績を
あさえて、滞納繰越金を計上して
あるのでござります。

8番

市税を一例にとりますと、1969年度
以前の分、3,720ドルですね。その60
%しか予算の計上はしてありません。

税務課長

69年度は資料は今もってございませ
んか。

8番

71年度ですね、間違いました。71年度
の予算には、3,720ドル、滞納見込額
ですね。3,720ドルのその60%が予算
に計上されております。これに對しま
して、134年は滞納見込額に對して
34人ほど65%徴税するんだと、さう
なわけゆゑ前回の姿勢で計上され
ております。しかしながら、今度の場合
は、何故60%にしたのか。

税務課長

それについて、今先申し上げましたよう
に、70年度の場合は、69年度の実績よ
りだ、3%上回って計上されたのでござ
いますか。その71年度は、その実績
私の方としても、多くその率を上げよう
とは、ずいぶん解っておりますが、しかし
ながら、この実績よりは、相当上回っ
た、不可能な率を、ほ、せ、3%、5%程

今先、課長の説明では、滞納整理と云ふよりは、本年度の「いわゆる普通の市税、71年度税に力を入れた方がいゝんだと、そうすることによつて滞納が減るんだと云うような説明でございしますが、これは税金に於いては70年度も71年度も同じ90%しか計上されてない。率に於いては、変つて居りません。

127
税務課長

まだのみにんてございませんか。

8 番

何故ですわ、65%。

税務課長

それについて今先申し上げました。現実主義で、こうと、うとでやつてございます。何で60%だからと言って、それだけ徴収をやるというのではございせん。勿論計上は60%でも、それについて努力する考えはもつてあるでございます。

8 番

60%計上したから、60%満ったから、これでやめるといふことは、それは、いつな人と、きでも、すわね。これは許されざるきではな。そう、うことは十分解つてあります。別にこれといふものは、なですわ。

税務課長

現実には、十分私達が、できる、この分は間違、な、と、いう額率を、あさうて計上してある訳でござい、ます。今までの分が、実績を上回った計上であつたと、そこで、今回は、十分可能な率を

計上しようとして、そのうち60%計上
してある訳でござります。

2番

関連して申し上げますが、70年度の
滞納、そのうちのは予算上からして、ど
の程度に予算上から比較してですね。

税務課長

予算との比較は、今持ってございま
せん。調定と比較は、失礼いたしました。
70年度でござりますね。税目別
に申し上げますと、市民税の予算資
料の17パーセントでござります。それに
市民税の滞納の分が94.46ですね。
固定資産が66.31%ですね。事業税が
53.43%、不動産が58.11ですね。

3番

これはパーセントとは、対予算ですか。

税務課長

はい、予算でござります。

1番

緊急動議であります。今予算の審
議をしておりますけれども、これを暫く
打つ切ります。直野澤市の職員が
職場を放棄して、今傍聴席にたか

さんおられます。このことは理由がはっきりしてません。私達は議会として宜野湾市の市民、或いは全職務、職務がなされておられます。これをそのままにして、この議案、予算審議をしていただく場合には、大きな問題があるんじゃないかということ。一応この案を提案していただくと思えます。

(賛成と呼ぶ声あり)

／＼番

「かなる理由で職場放棄したかの理由が解りません。」

議長

休憩いたします(午後3時4分)

再開いたします(午後3時41分)

議長

「今、諸君の賛成者も出てきて、議事中断の動議が提出されておられますので、直ちに本動議を議題といたします。」

議長

「動議の趣旨の中断することには御異議ありませんか。」

・ (休憩 願「ますと呼ぶ」) ・

議長

休憩「たします (午後3時40分)

再開「たします (午後3時44分)

議長

本動議に賛成の諸君の挙手を求め
ます。

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 賛成少数であります。
よって本動議は否決されました。

議長

動議前に引き読み一般会計予算に
対する質疑を許します。

5番

1款の市税について、お伺い致します。
市税の予算に示す調定額、何月末
現在の調定をおささての計上、そして現
在の5月末、或いは今日でよろしい。
今日現在の市税調定の総額はいく
らであるのか。

税務課長

皆さまのお手許に配っておりますのは
4月末の資料でございます。私の手
許に5月末の資料もっております。
が、

5番

私がお聞きして「3」のは、何月末現在の
の実態をおささての予算計上かとい
うことです。どの時点、予算編成をす
る場合にどの時点をおささて、市税の
調定を予算化したか。

税務課長

年度末を想定にして。

5番

「や、」の年度を。

税務課長

70年度の年度末を想定にして、71年度
予算は計上してござります。

5番

総額にしてどの位になりますか。皆さ
ん方の予想調定額は、いくらおささて
ありますか。この資料は4月末しかた
いのでよく解りません。

税務課長

70年度の年度末をおささしまして、それと
特に又、法人の令によってですね、減に

5番

私がお聞きして「3」のは、この予算編

成る場合に年度末の調定の総額
はいろいろあるが、この資料には4
月末しかないので開いておきます。

税務課長

失礼しました。この市税の総額を出す
時間をいただきました人ですか。

5番

議長 休憩して下さい。

議長

休憩いたします（午後3時30分）

再開いたします（午後3時31分）

税務課長

今予算に計上してございませうか。そ
の今合計をとってございませうか。少々時
間をいただきましたと思っております。

5番

いや、つきかえてもう一人、はい、
下さい。皆さん方の年度末の調定予算
総額と現在の市税の総額調定額
をはいってみて下さい。

税務課長

先程の合計については、今申し上げま
す。たまたま今計算してございませうか。

で、きい当り現在総調定額が482,184.³⁷ドルでござります。5月調定でござります。

税務課長

長。向。石。持。た。せ。い。た。い。ま。い。た。調。定。総。見。込。額。が。468,939.⁵⁰ドルでござります。

5番

これは年度末ですか。

税務課長

そうでござります。

5番

皆さん方の予算見積予想額というは、一体どういふことになっていふんですか。6月末、あと5日なりまいたし468,000ドル、去った5月末は482,000ドルという数字は、

税務課長

これはついで又御説明申し上げますと、特に70年度の場合です。特別と申し上げますと、何でござりますか。少し石持を下さませ。

これはついで、何で70年度5月の調定より71年度の調定見込額が、少ないかと。申し上げますと、特に70年度は

アメリカの保険会社でございしますが、
これが史上かつてない大きな黒字を得
まして、約49,000ドルですね。常平生
か、その前69年度が20,000ドル。今度
約50,000ドル近くも史上かつてない黒
字を出したということ。その理由とい
たしまして、大風がなかったということ
でございします。そこで、そういう大きな
のがありましたか。次年度もそういうこ
とは、予想はできかねるということ。
約25,000ドルは見えてございしません。

5番

皆さん方は、5月末現在のこの会社
が、いつの時点でそういう黒字を出
たと解ったんですか。

税務課長

4月でございします。

5番

来年度は、いくつ見積ってありますか。

税務課長

例年20,000ドルを予定していること
ですね。見込人でございします。

5番

来々々月末、今までの予算調定額は

：れより落す人だといふうな来年度の調定でやられた訳ですか。

税務課長

さようでございます。

5番

いや6月末の皆さん方の実際の予想額はとうな人ですか。

税務課長

その実際の総額は

5番

現在5月末に482,000-にれよりふえるのかどうか。

税務課長

それよりいくらかは万単位ではございませんか。千いくらかはあゝ人じやなかとそういふ千いくらかは予想してございます。

5番

皆さん方のその4月末の資料は約460,000-の調定をしておられる4月末5月末に482,000-約22,000-ふえていゝ。実際の調定額か。そうしますと、6月になりまゝと来年度の14年

は減るんだとこう解さされて……がどう
か。

税務課長

その他小さいのはござります。

5番

現在のものの値と……のは、全然考慮
されておるかな。誤ですか。

税務課長

いや、その他にです。減になる会社
も想定したしまして、ござりますので
ある程度の値というものは、さうしてあ
ります。その伸長率とは、まだ計算
入れてございませんが、予想だけ
入れてござります。

5番

私がなぜきくかと申し上げますと
現年度の場合、当初予算を二回
更正されておるから、しかしながら皆
さん方の実際の税収というものは、予算
を上回る実績であります。そうした場合
に当初の予算のあましさ、肝心な当
初年度、当初からの計画が、あまら
な予算のし方を取っておる。これは非
常に大きな問題だと思ふんです。
税収の把握、現在400,000と……数

当1か計上されておられませんか。現在の
の税収の総額はいくらか。

税務課長

5月末の税収1かござります。人。
¥400.157⁶³でござります。

5番

いくらあと見積ってありますか。予想
と1で。

税務課長

あと3,000-ない(4,000-と)うこと
なるんじゃないかと思えます。

5番

どうも納得しません。市税の
90%をいえます。収入の。

税務課長

失礼しました。70年度は69年度の実
績をのぞきまして、約87%の予定です。
7. 420,000-ドル台位は、予想され
るんじゃないかと考えています。

5番

皆さん方どうも考えていますか。予算
は400,000-1か、来年度420,000-
と、2人位と1.3-とで可か。

・税務課長

「や、私が申し上げるのは、70年度でござります。

5番

70年度、420,000ドル、結局もっと調定さふさふと、うことですか。

税務課長

調定は少々、その分は、という考えを
持っております。

5番

なかに、アも困ります。どうも、かし
つくり、かな、奥が、ござります。
議長、進行、ア下さ。

11番

不動産取得税が、2,100-余り、収入
減になっておりますか。その減にな
った根拠はどこにあるか。その説明
から願います。

税務課長

あ、合さります。これについては、これを
法人の都でござります。特に70
年度が、高田住宅とか、琉球信託
その大きな不動産取得が、ござります
1.7.、その分が、特に70年度が、大きか

うたという誤でござります。それで今
年度は、それやが認められたいと
ういうことで、その分は減になってお
る誤でござります。

11番

見込まれないのは、その団地がその
会社が、宜野湾市内に団地の計画
がないうことですか。

税務課長

はい。その二つのものが、予定されな
いうでござります。それと特にそれが
加えまして、過年度税として大きな
理由でもござります。

11番

お聞きしますところによると、白山団
地ですか。あの戎如古へ行くとそこ
あそこには、約400棟ないし500棟つく
る計画をしてあるのだというふうな
ことを私は直接聞いてありますから、
そういう計画は全然、皆さんの中
には入ってきませんか。

税務課長

そういう情報はまだつかんでおりま
せん。

11 番

それから次は軽自動車税。これは
どういう形で掌握されておられますか。

税務課長

どういう形でという訳でございまして
あのこれについては、推定でございま
す。特に燃料が上るとなると軽自
動車税は少々、いや、軽自動車所有
者が少々多くなるんじゃないかと
いうことである程度の推定でございま
す。

11 番

現在、掌握しておられる台数はいくつ
ですか。

税務課長

490 台とか、約 500 台でござい
ます。

11 番

これにつきましても、市で登録をする
から、それに基づいてやるということ
ですか。それとも

税務課長

違います。市で登録するのは、原
動機自動車、オートバイですね。あ
れは、市で登録します。四輪車につ

11 是は、陸運課でござります。

11 番

そうすると陸運課の資料に基いて
これは、完全掌握する人ですか。

税務課長

はい。そうでござります。

11 番

実際の調査にての課長

税務課長

陸運課の台帳によつて又、解らんも
人については、一応調査もしてござります。

11 番

この場合、使用の本拠地とそれから
所有者の住所を登録法では、
違つてゐることになつてあります。そう
すると皆さんとしては、どちらを基礎に
してやりますか。あくまでも所有者の
住所。

税務課長

所有者でござります。

11番

所有者の住所をそと使用の本
拠地については、どうなりますか。例え
ば、他市町村の人が宜野湾市内に
使用する本拠地、車の使用の本
拠地をかまえてあるという場合には
これは課税の対象になるのかどうか。

税務課長

なりません。これは所有者にしか課
税できませんので、当然市内に居住
する所有者ということになる訳です。

11番

滞納繰越の同、自動車税の滞納繰
越分の235ドルその50%計上してあ
りますか。これは何故滞納繰越に
なるのか。

税務課長

別にこの軽自動車の場合は、移動が
ございまして、徴収できない分につ
いてござりますよ。はっきりまだ要領
をつかんでございませんか。

11番

勿論徴収できないのか。滞納繰
越になる訳でありますか。何故これ
は年度内で徴収できるのかと。

税務課長

は。それについて一番困るのが、この登録、向うです。場合です。この徴収が難しいのは、移動があるという事です。所有者の移動、それによって、この住所が、この所有者が解らないのが、そういう滞納が殆んどでござります。

11番

この滞納令は何件分ですか。

税務課長

台数については、まだつかんでおりません。のうほど、お答えいたします。

11番

滞納滞越令が470ドルですか。それの50%計上されております。そうだと470ドルということは、大体何台分だということば。

税務課長

これが乗用者とオートバイ、各々額が違っています。それで割る訳にはいかなくて、まだはっきりそこで即答申し上げかねる訳でござります。

11番
資料では説明できませんか。

税務課長
今のところは資料をもってございようかと思います。

11番
そこで資料に基づいてならば何件分
だということか。はっきり説明できます
か。

税務課長
はい。

11番
次、政策的な問題でありますので、
市長にご答弁願います。
4款の2項1目、土地売却代金前
年度10,000ドル計上されております。

議長
今1款だけしか質疑はやっておりま
せん。

議長
休憩いたします（午後3時53分）
再開いたします（午後3時53分）
一応、第1款の市税は、この程度で
とどめて、次は第3款の市町村交付

税の質疑を行います。

その前に時間がございませぬので、総務課長に説明をいたさせます。

総務課長

今回、予算で戈入の二款がなくなりまして、それについての御説明を申し上げておきます。1969年10月3日付で特別譲与とん税という税目ができまして、これが二款の方に変わっております。これは港湾関係をもつてある市町村が対象になりまして、直野湾の場合には二款には該当しませんが、三款にははいてございします。

議長

三款の市町村交付税について質疑を行います。

議長

次は三、四款の公営企業及び財産収入の質疑も併せて行ないます。

11番

4款の二項1目について質疑を行ないます。市長にお願いを致します。

前年度は10,000ドルの予算が計上されております。これはある程度議会の意思が反映してあったかと思

ますが、今回前年度の10,000ドルが
執行できなかったという理由がもた
れまされけれども、費目存置にあり
ます。この件につきましても、市有財産
の効率的運用の面と、それから政府
によるこの市町村の財政を圧迫
してあるというふうなことに對して、議会
としては重要視した款であります。従
って、これにつきましても、前年度10,000
ドル計上して、この線で政府所管並
かに十分なる対策を立てるべく、
一応、努力をして頂いたはずであ
りますけれども、今回費目存置にし
てある。これから見ると、意欲的じゃ
ないというふうに見える款でありますか。
何故、費目存置にしているかというか
おそく、これは、中部商業の用地の買
上げだと思っておりますが、これにつ
いて市長の方と、今話が進み方
これについてお伺いします。

市長

お答えいたします。今の問題につきま
しても、中部商業の敷地の件でござ
います。当初は各々の市町村で単
独的に政府に陳情してありましたが
まず、第一にこの問題は、直野津浦線
コサというふうな中部の市村で取り
上げまして、数回にわたる。この問題を

政府に陳情した款でござりますか。
これが又、全琉的な問題になりま
す。北部、南部、離島等なりまして、沖
縄の市町村会がこの問題を取り
上げられ、これに対してどうしても貧弱
な市町村の予算では、その問題に対
しても政府の敷地に対して、提供は
できないと、それでは何かの類で支払う
ことはできないので、市町村が評
価した類で買収して欲しいと
うふうな骨子をもって、全琉の市町
村として、陳情してあります。それが政
府としては、特に教育関係でございま
すんで、この問題は主市もこう言っ
ておられます。これは一つ一つ解決とい
うことはできないんで、類もそんなに大
きな類にはのぼらんし、今後一括的に
支払うから、当面持つてくれと、うふう
な何でござりますか。それでその目途
が立たぬならば、我々としては、交付
税方式でもいかに、この問題は早
く解決して欲しいと、うふうなこれは
数回にわたる陳情をいたしてありま
す。この問題にありましては、次年度
にありましては、予算には量目存置に
してあります。機会あるごとくこの
問題は、一日も早く解決をした
と思っております。

11 番

これが中部市町村の問題として、
或いは、全琉の市町村の問題として
この問題だけを取り上げるならば
それは促進されるかも知れませんが
これと、全般的な問題の中にこれを
入れた場合、早く短期間に或は
短時日に解決できるかどうか、
非常に疑問であります。そこで一
全島の市町村で取り上げるならば
おそろしく政府の財源等も十分調査
して、そして重要なところの市町村の
ものを先に解決して、こうと言ったよ
うなことが検討されるべきでありま
すか。それについて積極的にこの問題
から促進、解決して、やるような解を
打つてみたかどうか。或いは又、この
解決できる見通しについて、ど
う考えておられますか。その二点につ
いてお伺いします。

市長

法律に政府の事業が市町村にしか
おこなうことはできないと、はっきり
ありますし、我々は法をたてて取って
もこの問題は是非早急に解決し
たいと思っております。

11番

勿論 法をたてにいても、今の政府は
財源がないと、或いは財政を押し
下、硬直化と云ったような現象が
既に起こっております。法で執行す
る以外以外の事業も現にストップ
しております。そう云った中でたとえ
法をたてにいたところで、財源がない
ければどうにもなるまいし、或いは又
全市町村の中の問題の中にこれを
組み入れて、そして、全般的に解決
をさせようとするふうになるかと、一体
この解決できるか、非常にその見通し
が暗いような感じがいたします。でも
ございませう。そして、全市町村会として
或いは、政府の財源等も十分調査
の上で、どつちのほうから重要的に
年次計画で解決させようとするか
ようなことがあろうかと思っております。
この問題を積極的により重要な
な比重を前の方の方に置いて、解決す
るような方法を進めていくかどうか。

議長

お詫言ります。今定刻4時
であります。本日の日程が全部終
つておりませんので、時間を延長した
と思っておりますが、御異議ございませ
んか。

(異議なしと呼ぶ)

講長

御異議ありませんので 時間を延長
いたします。

11 番

この問題は、なかなか難しい問題でもありますが、~~でも~~ 1かしなから長々として放つておくと誤にはいかないんじゃないかと思えますが、それには1つも大体解決できる見通しを立てておられるかどうか。その辺について、この二頁だけをお読みください。

市長

次年度は大体政府の予算が日本の
予算がひもつきでございまして、おきく
く、年度からは、交付税方式になった
場合、明311見通したと思っております。

11 番

2年度あたりでは、あ3程度の用途
 が、つ4、つ4、つ4、つ4、つ4にあ3程度見
 て、"頭"で可也。

市 邑

は、11、

議長

5款の使用料及び手数料について
併せて質疑を行ないます。

11番

同じく基本財産収入の中で株式
配当金、特に琉銀の出資金について
市長の姿勢、或いはそれに対する考
え方を一問だけお伺い致します。最
下、日米両方にあって、沖縄資産の買
取り交渉が始まっている。その中で
色々な軍の施設が検討されてあり
ますけれども、しかしながら、琉銀のア
メリカが持っている出資金については、
それは除外を要するというふうなことを
報道で聞かれていますけれども、
これは民間に譲渡されるか、或いは
金融機関が吸収するか、色々と言
の噂、或いはそういうふうなことをよく
論じているとあります。その中で、直野
湾市がこれだけの株を持ってあり
ますか、これに対して、ずっと持ってい
る考え方があるのか、或いは又、早
く株合にこれを処分した、という考
え方があるのか、これについて市長の基
本的な考え方を所願致します。

市長

お答えいたします。そのまゝ持つ。

おきたいと思います。

11番

理由はなんでしょうか。幾分的に持つておきたいという。

市長

お答えいたします。琉銀のアメリカの持つてある株が、還帰後になんか、その処遇に對して、どうなるか解りませぬので、持つておきたいと思います。

議長

6款の政府支出金、7款の寄附金、8款の繰入金、9款の繰出金、10款の雑収入、11款の市債について併せて質疑を行ないます。

議長

休憩いたします（午後4時10分）

再開いたします（午後4時10分）

以上もつて、今日の日程が終了いたしますので、これをもちまして今日の本会議を終了することにいたします。尚、明日6月27日火曜日、午前10時より再び一般会計予算の質疑を行ないます。大変ご苦労さんでありました。散会（午後4時11分）。